

車両運転中における「ながらスマホ」防止のための対策強化を求める意見書

過日、一宮市において、スマートフォン向けゲームアプリを操作しながら運転されていた車両により、下校途中の小学生がはねられ死亡するという痛ましい事故が発生した。公道において車両を運転しながらスマートフォン等携帯電話を操作すること（以下「ながらスマホ」という。）は交通違反であり、交通事故につながる危険性が極めて高い。また、全国的にも同様の事故が発生していることから、事故防止対策が喫緊の課題となっている。

交通事故の要因となる車両運転中における「ながらスマホ」は、道路交通法で定められた運転者の注意義務を意識的に果たしていないものと考えられ、単純な過失とは明らかに一線を画すものである。ゆえにこれは、危険運転致死傷の要件として定める行為と同等の違法性が認められ、極めて悪質な行為と考えられる。

よって、国におかれては、これ以上車両運転中における「ながらスマホ」に起因する交通事故被害者を絶対に出さないという強い決意のもと、車両運転中における「ながらスマホ」防止のための対策を強化するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 車両運転中における「ながらスマホ」防止のための取り組み強化として、全国的な交通取り締まりの強化、交通安全教育の拡充などを図ること。
- 2 道路交通法及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し、車両運転中の携帯電話使用等違反に関する罰則を強化すること。
- 3 国民に対し、車両運転中における「ながらスマホ」の危険性と、そうした行為によって重大な事故が引き起こされる可能性があることを十分認識させるよう、マスメディア等を活用し効果的な広報を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣 国土交通大臣 国家公安委員会委員長

衆議院議長 参議院議長